

荒川 太郎 様

児童手当 認定通知書

付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

（認定番号 999999）

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童数	(3 歳 未 満) 0 人
	(3 歳 以 上) 2 人
	(第 3 子 以 降) 1 人
	計 3 人
2. 手当月額	(3 歳 未 満) 0 円
	(3 歳 以 上) 20,000 円
	(第 3 子 以 降) 30,000 円
	計 50,000 円
3. 支給開始年月	令和 6年10月 から
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	()
備 考	

計に記載の人数及び金額は、枠内の数字の合計になります。
第3子以降の部分は、児童の年齢にかかわらず、
第3子以降の人数及び金額が記載されます。

荒川 太郎 様

児童手当 額改定通知書

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

(認定番号 999999)

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3 歳 未 満) 0 人
	(3 歳 以 上) 2 人
	(第 3 子 以 降) 1 人
	計 3 人
2. 改定後の手当月額	(3 歳 未 満) 0 円
	(3 歳 以 上) 20,000 円
	(第 3 子 以 降) 30,000 円
	計 50,000 円
3. 改定年月	令和 7年 2月 から
4. 改定（増額）の理由 (出生))
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ())
備 考	

計に記載の人数及び金額は、枠内の数字の合計になります。
第3子以降の部分は、児童の年齢にかかわらず、
第3子以降の人数及び金額が記載されます。